

令和3年10月1日

川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）の御利用の皆様へ

【お知らせ】

令和3年7月30日に政府から発出された緊急事態宣言は、令和3年9月30日をもって解除されました。これに伴い、令和3年9月30日付けで本市新型コロナウイルス感染症対策本部から「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針」が示されたことから、川崎市総合福祉センターにつきましては、以下の方針により運営するものとします。

【川崎市総合福祉センターの施設利用について】

個人・団体を問わず、原則として、**開館時間を最大21時まで**とします。また、利用人数については、原則、**収容定員以下**とさせていただきます。

皆様には御不便をおかけしますが、密を避けるなどの感染予防対策を講じたうえで御利用くださるようお願いいたします。

【お願い】

自宅で検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合や、息苦しさ、倦怠感、咳、頭痛等、体調に不安のある方は利用を御遠慮ください。体調がすぐれない様子の方には、声掛けをさせていただくことがあります。

マスク着用、咳エチケットに御配慮ください。

手指消毒のアルコール等の消毒液は会場に用意していますが、主催者が参加者分を御用意ください。

会議室と和室の机は、使用后、主催者がアルコール等の消毒液を用意して消毒してください。

1階の給湯器は使えますが、ポットや茶碗の準備はありません。

2階の喫煙室は利用できません。

密集しないよう、人と人との間隔を開けてください。近距離での会話は避けてください。また、受付時刻と開始時刻の十分な間隔の確保や利用終了後の速やかな退出による滞在時間の短縮に努めてください。

密閉空間を避けるため、ホールや会議室等の扉や窓をできる限り開放して換気を行ってください。換気中は外部への音漏れに御配慮ください。

大きな声を発することや、接触を伴う活動は避けてください。演劇、歌唱、合唱、管楽器による演奏等で汗や飛沫が飛散する場合は、主催者がアルコール等の消毒液を用意し、使用后、ホール（舞台床面、楽屋、客席、ホワイエ）、会議室、和室の机、イス、手摺などの消毒をしてください。

手渡しによる、資料・チラシ等の配布は最低限に留めてください。

主催者は、参加者の名簿（氏名、電話番号）を作成して保管してください。全ての参加者を特定することができない場合でも、可能な限り把握に努めてください。名簿はセンターへの提出の必要はありませんが、3週間程度は保管してください。

感染者の発生又は感染が疑われる方の利用が判明したときは、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、指示に従ってください。

感染予防対策が困難な催しについては、無理せず延期や中止を含めて御検討ください。